

郡山市猪苗代湖湖岸周辺景観づくり重点地区景観づくり基準

1 基本的事項

- (1) 郡山市固有の財産である水と緑を生かした景観づくりに努めること。
- (2) 猪苗代湖湖岸周辺地域の自然、生活、歴史、文化等の地域特性を把握し、景観づくりの目標及び課題を明確にして、周辺の景観と調和した魅力ある景観づくりを行うこと。
- (3) 行為の計画にあたっては、地域の景観に与える影響を考慮し、説明会の開催等により周辺住民との合意形成に努めること。
- (4) 行為の計画にあたっては、自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）等に基づく施策並びに福島県、郡山市及び郡山市に隣接する市町村の条例、要綱等に基づく景観の形成に関する施策との整合を図ること。

2 共通事項

(1) 行為地の選定

行為の場所（以下「行為地」という。）を選定するときは、猪苗代湖湖岸周辺の優れた景観を損なうことのないよう、かつ、主要な視点場から磐梯山、猪苗代湖等への眺望の妨げにならないよう努めること。

(2) 異なる視点からの検討

設計にあたっては、遠景、中景、近景、近接景等、異なる視点からの検討を行うよう努めること。

(3) 施設間の調和

行為地内に複数の建築物、工作物、広告物、屋外駐車場等を設ける場合には、施設間の調和に配慮すること。

(4) 景観阻害要素の修景及び過剰なデザインの抑制

行為地内において景観を損ねている要素の修景に努めるとともに、周辺の景観を損なうこととなる必要以上のデザインを行わないこと。

(5) 視点場の確保

行為地内には、磐梯山、猪苗代湖等への優れた景観が眺望できる快適な空間を視点場として整備するよう努めること。

(6) 時間の経過

設計にあたっては、四季の移り変わり、終日の光の変化、夜景等を考慮するよう努めること。

(7) 良好な沿道の景観づくり

行為地が道路に接する場合は、快適な沿道景観が形成されるよう、沿道を緑化するなど修景に努めること。

(8) 周囲の景観との調和

行為地が集落地の場合は、周辺の自然景観、田園景観及び既存の町並みとの調和に配慮すること。

(9) 愛着のある景観の保全

行為地の周辺に地域の住民に親しまれている景観がある場合は、その景観を保全するよう努めるとともに、積極的に景観づくりに生かすこと。

(10) 観光地における質の高いデザイン

観光・商業施設については、猪苗代湖湖岸周辺の自然景観と調和させるとともに、国際的観光地にふさわしい質の高い景観デザインを行うよう努めること。

3 行為別事項

(1) 建築物等（郡山市景観づくり条例（平成16年郡山市条例第15号。以下「条例」という。）第2条第2号の建築物等をいう。以下同じ。）の新築、改築、増築若しくは移転又は外観の模様替え若しくは色彩の変更

広告物（条例第2条第3号の広告物をいう。以下同じ。）の表示、設置、改造若しくは移転又は外観の模様替え若しくは色彩の変更

① 位置

ア 地形等の保全

従来の地形の改変を最小限にとどめるとともに、行為地内の優れた樹木、緑地等を保存し、建築物、工作物及び広告物の周辺の景観との調和に配慮した位置とすること。

イ 境界線からの後退

緑化を図ることが可能な空地を確保し、かつ、磐梯山、猪苗代湖等への眺望の妨げにならないよう、道路境界線及び隣接境界線からできる限り後退すること。

ウ 歴史性の保全

歴史的建造物等の保存に努め、行為地が歴史的建造物等の優れた景観資源に隣接し、又は近接する場合は、景観の保全に配慮した位置とすること。

エ 水際線の保全

行為地が猪苗代湖に隣接し、又は近接する場合は、水際線を遮るような位置を避け、できる限り水際線から後退すること。

オ 湖岸の樹林の保全

猪苗代湖湖岸においては、磐梯山への眺望及び周辺の樹林の保存を考慮した位置とすること。

② 規模

ア 眺望の保全

県道猪苗代湖南線、県道舟津福良線、県道青松浜線及び県道湖南湊線の幹線道路沿いにおいては、道路から磐梯山、猪苗代湖等への眺望の妨げにならない規模とすること。

イ 樹林への配慮

行為地の周辺が樹林地の場合は、できる限り山の稜線又は樹冠から突出しない高さとするよう努めること。

ウ 規模の調節

周辺の自然景観や町並みと調和するよう、建築物、工作物及び広告物の分割等による規模の調節を行うこと。

エ 広告物の設置の制限

広告物の設置はできる限り避け、やむを得ず設置する場合は、必要最小限の規模とすること。また、建築物又は工作物への広告物の設置についても同様とすること。

③ 形態

ア 景観の連続性

自然や町並みの連続性を分断するような、違和感や圧迫感のある形態を避けること。

イ 自然景観への配慮

県道猪苗代湖南線、県道舟津福良線、県道青松浜線及び県道湖南湊線の幹線道路沿いにおいては、道路から磐梯山、猪苗代湖等への眺望の妨げにならない形態とすること。

ウ 屋根の形状

周辺の建築物の多くが類似した屋根の形状をもった地域にあつては、原則として屋根の形状を調和させること。

エ 構成要素の整理

工作物及び広告物については、構成する部材数を整理し、すっきりとした形態とすること。

オ 広告物の設置の制限

広告物の設置又は建築物若しくは工作物への広告物の設置はできる限り避け、やむを得ず設置する場合は、形態を工夫することにより、建築物、工作物及びその周辺の自然景観との調和に努めること。

④ 意匠

ア まとまりのある意匠

ベランダ、バルコニー等は、建築物本体と調和したものとするなど、建築物全体としてまとまりのある意匠とすること。また、工作物及び広告物についても同様とすること。

イ 歴史的建造物等との調和

行為地が歴史的建造物等に隣接し、又は近接する場合は、伝統的な意匠を継承し、これと調和したものとする事。

ウ 歴史的建造物の保全

歴史的な建築物の改築又は修繕にあたっては、建築物の材料の一部又は外壁等の意匠の一部を保存し、又は再生することによって歴史的な景観の保全に努める事。また、工作物についても同様とする事。

エ 設備機器の遮へい

設備機器を建築物の屋上又は屋外に設置する場合は、目立たないように遮へいするか、建築物本体と調和したすっきりとしたデザインとする事。

オ 壁面の公共性

道路等の公共空間から見通すことのできる外壁等は、公共性の高い部分として長く親しまれ、品位のある意匠となるよう配慮する事。

カ 広告物の設置の制限

広告物の設置又は建築物若しくは工作物への広告物の設置はできる限り避け、やむを得ず設置する場合は、意匠を工夫することにより、建築物、工作物及びその周辺の自然景観との調和に努める事。

キ 広告及び描画の制限

建築物の外壁には、施設の名称等を除き、必要以上の広告、図画等の表示を行わない事。また、工作物、広告物とそれらに附属するさく等の表面についても同様とする事。

ク 観光・商業施設等

観光・商業施設等は、周辺の自然景観との調和に配慮するとともに、国際的観光地にふさわしい質の高い意匠とする事。

⑤ 色彩

ア 自然景観との調和

建築物の外壁、屋根等には、けばけばしい色彩、高明度・高彩度の色彩等の周囲の景観から浮き出るような色彩を使用せず、四季を通じて周囲の町並みや自然景観と調和した茶系、黒系等の落ち着いた色彩を基調とする事。また、工作物及び広告物についても同様とする事。

イ 対比的な色彩の制限

地域の自然素材及び伝統的素材の持つ色彩に配慮し、周囲の色彩と対比的な色彩を使用しない事。

ウ 建築附属物の色彩

建築物に設置される設備機器及び工作物並びに行為地内の屋外設備、附属工作物等の色彩は、建築物本体及び周辺の自然景観との調和に努める事。

エ 色数の制限

建築物の外壁、屋根等に使用する色数を少なくすること。また、工作物及び広告物についても同様とすること。

オ 観光・商業施設等

観光・商業施設等は、周辺の自然景観との調和に配慮するとともに、国際的観光地にふさわしい落ち着いた色彩とすること。

⑥ 照明

ア 光害への配慮

屋外照明は、過剰な光が周囲に散乱しないよう光源の種類、位置、光量及び配光特性に配慮すること。

イ 広告物の設置の制限

広告物への照明の設置はできる限り避け、やむを得ず設置する場合は、周辺の景観に配慮し、魅力ある景観を形成するよう努めること。

ウ 明るさや光の色などの工夫

屋外照明及び広告物の照明は、自然景観に配慮し、明るさや光の色などに留意して暖かみを感じる魅力ある景観を形成するよう努めること。

⑦ 素材

ア 周辺の景観との調和

周辺の町並み、自然景観及び歴史・文化的景観との調和に配慮した素材を使用すること。

イ 素材の制限

反射性の高い素材を使用しないこと。

ウ 素材の選定

地域の自然素材、伝統的素材等、味わいと表情のある素材を選定するよう努めること。

エ 歴史的建造物等との調和

行為地が歴史的建造物等に隣接し、又は近接する場合は、歴史的建造物等に使用されている伝統的素材又はこれと調和したものを使用するよう努めること。

オ エイジング効果等に考慮

建築後、汚れや破損などによって景観を損なうことがないように、耐久性、耐候性、退色性、エイジング効果等に考慮した素材を使用すること。

⑧ 敷地の緑化

ア 樹木の保全

猪苗代湖の湖畔林、集落地における屋敷林及び沿道の樹木の保全を図ること。

イ 行為地内の緑化

周辺の樹林との連続性並びに建築物及び工作物との調和を図りながら、行為地内はできる限り緑化し、周囲にさく等を設ける場合は、生垣等とするよう努めること。

ウ 樹木の保全

樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は、保存又は移植によって修景に生かすよう努めること。

エ 地域の植生への配慮

周辺の景観及び植生と調和するよう、できる限り地域に多く生育する植物の中から樹種を選定すること。

オ 植栽の構成及び配置

高木、中木、低木、地被植物等の構成及び配置を効果的に行うこと。

⑨ その他

ア 屋外駐車場の緑化

屋外駐車場は、出入口を限定し、安全上支障のない範囲で生垣を設置し、道路から直接見通せないよう出入口の位置に配慮するとともに、場内への樹木の植栽に努めること。

イ 電線の地中化

行為地内における電線類は、地中化するよう努めること。

(2) 土地の区画形質の変更（水面の埋立て又は干拓を含む。）

① 土地の形状

ア 自然地形の保全

地形の改変をできる限り少なくし、従来地形を生かしたものとすること。

イ 土地の細分化の制限

景観づくりを行う上で、支障となるような土地の不整形な分割又は細分化を行わないこと。

② 土地の緑化

ア 行為地内の緑化と生垣の推進

行為地内はできる限り緑化し、周囲にさく等を設ける場合は、生垣等とするよう努めること。

イ 樹木の保全

樹姿又は樹勢の優れた樹木又は樹林がある場合は、保存又は移植によって修景に生かすよう努めること。

ウ 地域の植生への調和

周辺の景観及び植生と調和するよう、できる限り地域に多く生育する植物の中から樹種を選定すること。

エ 植栽の構成及び配置

高木、中木、低木、地被植物等の構成及び配置を効果的に行うこと。

③ 法面の外観

ア 法面又は擁壁の制限

長大な法面又は擁壁を生じさせないように努めること。

イ 圧迫感の軽減

法面又は擁壁は、圧迫感のあるものを避け、できる限り低いものとする。

ウ 法面の勾配

法面は、できる限り緩やかな勾配とし、ラウンディング等によって周辺の起伏と滑らかに連続させること。

エ 法面の緑化

周辺の植生との調和に配慮した法面の緑化を行うこと。

オ 擁壁の素材

擁壁の表面は、周辺の景観と調和し、素材の特性を生かしたものとするとともにできる限り緑化に努め、描画等を行わないこと。

④ その他

ア 護岸、堤防等への配慮

調整池の建設、埋立て又は干拓にあたっては、護岸、堤防等を周辺の景観と調和するよう形態、素材、植栽等を工夫すること。

イ 景観資源の保全

行為地内に優れた景観を形成している樹林、河川等がある場合はそれらを保全し、修景に積極的に努め、活用すること。

(3) 鉱物の掘採又は土石の類の採取

① 遮へい

ア 出入口の制限

行為地外からの出入口は最小限に限定し、行為地が道路から直接見通せない位置になるよう配慮して設置すること。

イ 周囲からの遮へい

行為地の周囲への樹木の植栽等によって、行為地が周囲の道路等から見通せないよう遮へい措置を講ずること。

② 跡地の形状

ア 法面又は擁壁の制限

長大な法面又は擁壁を生じさせないように努めること。

イ 圧迫感の軽減

法面又は擁壁は、圧迫感のあるものを避け、できる限り低いものとする。

ウ 法面の勾配

法面は、できる限り緩やかな勾配とし、ラウンディング等によって周辺の起伏と滑らかに連続させること。

エ 擁壁の素材

擁壁の表面は、周辺の景観と調和し、素材の特性を生かしたものとするとともにできる限り緑化に努め、描画等を行わないこと。

③ 跡地の緑化

ア 跡地の緑化

行為を終了したところから速やかに周辺の植生と調和した緑化を行うこと。

④ その他

ア 視点場からの視線

幹線道路等の主要な視点場から見える場所での掘採又は採取は、できる限り行わないこと。やむを得ず行う場合は、それらの主要な視点場から見えにくくなるよう、掘採又は採取の位置及び方法を工夫するとともに、規模を必要最小限にとどめること。

イ 景観資源の保全

行為地内に優れた景観を形成している樹林、河川等がある場合は、それらを保全し、修景に積極的に努め、活用すること。

(4) 屋外における物品の集積・貯蔵

① 集積又は貯蔵の方法

ア 視点場からの視線

幹線道路等の主要な視点場から見える場所での集積又は貯蔵は、できる限り行わないこと。やむを得ず行う場合は、それらの主要な視点場から見えにくくなるよう、道路境界線から後退した位置とするとともに、規模を必要最小限にとどめること。

イ 集積又は貯蔵の方法

集積又は貯蔵にあたっては、高さをできる限り低く抑え、整然と行うこと。

② 遮へい

ア 出入口の制限

行為地外からの出入口は最小限に限定し、行為地が道路から直接見通せない位置になるよう配慮して設置すること。

イ 周囲からの遮へい

行為地の周囲への樹木の植栽等によって、行為地が周囲の道路等から見通せないよう遮へい措置を講ずること。

(5) 木竹の伐採

① 伐採の方法

ア 伐採の制限

管理上必要な場合を除き、木竹の伐採は行わないこと。やむを得ず行う場合は、道路境界線から後退した位置とし、択伐等により規模を必要最小限にとどめること。

イ 樹木の保全

樹姿又は樹勢の優れた樹木又は樹林がある場合は、保存又は移植によって修景に生かすよう努めること。

② 跡地の緑化

ア 跡地の緑化

伐採後の跡地は、植樹等により、植生の回復に努めること。